

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和3年度第3回豊島区公文書等管理委員会
事務局（担当課）		総務部 総務課
開催日時		令和4年2月14日（月）13時30分～14時01分
開催場所		豊島区役所ほか
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ・質問・指摘事項に対する回答 ・出資法人等の文書管理状況調査の結果
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	篠原 あや子、下重 直樹、上代 庸平、根岸 幸子、早川 和宏
	事 務 局	総務課長、文書係長

審 議 経 過

委員長：これから令和3年度第3回豊島区公文書等管理委員会を開催します。事務局から本日の資料について説明してください。

事務局：事前送付いたしました「資料3-3-1 質問・指摘事項に対する回答」「資料【修正案】豊島区新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針（案）」、「資料3-3-2 出資法人等の文書管理状況の調査結果（令和4年1月実施）」についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長：説明資料についてご意見・ご質問やご異議はありませんか。

なお、挙げられたご意見・ご質問については、次回、回答する形で進めさせていただきます。

(はい)

委員長：資料3-3-2「出資法人等の文書管理状況の調査結果」について、調査方法を具体的に教えてほしい（昨年同様、書面調査のみか）。また、出資法人等への文書管理状況改善に係る指導の内容、時期について教えてほしい。

令和3年2月16日の当委員会会議録4頁では、「△、または×について、御回答いただきました外郭団体、出資法人につきましては、今後の対応状況などについても確認しております、今後はこのように改善しますよということで改善案を、こちらの資料には載っていないのですけれども御報告いただいております」と事務局が説明しているが、今回も△×になっている団体における改善案はどのようなものであったのか。

令和3年2月16日の当委員会会議録4頁では、「社会福祉事業団につきましては、今年度中にリストを作成するという御回答いただいておりますので、また来年度、調査をしたときにはバツではなくて、○というような答えが返ってくるのではないかと期待しております」と事務局が説明しているが、○にはなっていない。原因は何か。

豊島区民社会福祉協議会のNo.4（リスト作成）が×のまま推移しているが、原因は何か？指導・支援が必要な段階になりつつあるのではないか。

C委員：①「質問・指摘事項に対する回答について」ですが、修正案によっても

(1) と (2) の重複がなお十分に解消しておらず、今後、具体的な「移管することが適当であるもの」の考え方を整理し、庁内外に示す段階でも解釈や判断に疑義と混乱が生じないか危惧されます。

②会議等における事案の決定を伴わない公文書が「本部会議以外のコロナ関連の「会議」」を想定しているのであれば、もっぱら本部を念頭においた修正案(1)の柱

書きとも、やはり整合していないように読めてしまいます。

原案は東京都のものを意識しているようですが、論理構成が良くない点まで踏襲する必要はないと思います。複数の委員から読み方や解釈について質問が出ており、一般の職員も理解に難渋すると思いますし、何より区民から見た場合に分かりにくいのではないのでしょうか。

まずは、修正案の(2)を(1)とし、本部会議についてその議事が経緯を含めてすべて保存対象となることを示したうえで、個々の事案の決定や、本部会議以外の会議関係記録等々に言及するのが順当と考えました。

さらに修正案の(2)②の最後の「・その他事案の…」は(3)の包括条項との重複感がかなり目立つので、(3)に統合すべきです。

なお、「議事録等」については、どうしても逐語で体裁が整った記録をイメージしてしまう(その結果「メモはあっても正式な議事録はない」という屁理屈が出てくる)ので、国の失敗例にならって「議事の記録」とするのも一案です。

従って、以下のように、再修正を提案します。

(1) 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部(新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部を含む。以下、「本部」という。)の議事に関するもの

① 議事の記録及び会議資料

② 豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部報

(2) 本部等における報告・決定の経緯及び区が実施した新型コロナウイルス感染症対策に関するもの

① 起案文書(経緯等を明らかにする公文書を含む)。ただし、個別の給付等に係るものを除く。

② 本部以外の関係会議に関するもの

・ 実施機関の長に説明を行った際の説明資料及び議事の記録

・ 実施機関の事業方針に係る重要な判断が行われた場合における当該会議の議事の記録及び会議資料

③ 区の新型コロナウイルス感染症対策を区民に周知するために用いられた広報の記録等

(3) 上記(1)及び(2)に該当しない場合であっても、事案の性質に照らし、新型コロナウイルス感染症に対する公文書のうち現在及び将来の区民に対する説明責任を果たすもの、並びに区の感染症対策の教訓として移管することが適当であるもの。

以上について、(1)(2)は例示ではなく、一応は限定列举である一方、(3)のみ抽象度が高い規定になるので、私としては、この部分をフォローするために「移管することが適当であるもの」を別途作成するイメージを持っています。

②「出資法人等の文書の管理状況調査の結果について」は、組織的な活動の継続が非常に困難なかで、多くの組織で改善点が見られたのは高く評価できると思います。今後とも、「×」「△」のついている事項について、所管課とも連携の上で是正が図られるように取り組みを進めていただければ幸いです。

なお、まだ「×」がある項目のうち、管理すべき文書を特定して、リストを作成する（No.4）は極めて重要な取り組みです。豊島区民社会福祉協議会については、前回も今後の是正のための予定や取り組み方、目標について確認をお願いしたところで、同協議会ではまず職員への意識啓発を行い、フォルダの整理整頓が段階的に進んでいるようなので順序としても適切で、あと一步のように思います。

同協議会は現在の社会情勢下ではさらに多忙を極めていることが推測されます。それが改善のための取り組みの進捗にも少なからず影響を与えているものと思いますので、引き続き見守っていきたいと考えております。

D委員：03資料の「事案の決定を伴わない公文書」という用法には違和感があります。「文書」に決定が「伴う」のではなく、「決定」に文書が「伴う」のが通常の理解だと思います。修正案として、「事案の決定を含まない公文書」ではいかがでしょうか。

04資料のNo.13の「研修等の職員の文書管理に関する意識の高揚を図る取組」について、この「取組」の対象となる「職員」の範囲はどこまでなのでしょう。出資法人の場合は臨時職員や嘱託職員も多いと思われそうですが、一律に研修の対象とするのかどうかという点についてです。

04資料No4の×については委員長と同様です。

委員長：挙げられたご意見・ご質問を受けて、追加のご意見・ご質問はありますか。

A委員：一番分かりにくいのは、先生方が指摘されている、(1)②「会議等における事案の決定を伴わない公文書」の表現です

区民の立場で読むと、会議の開催目的はあっても、事案決定がないとは、ただ集まって情報交換をしたという意味でしょうか。それが、公文書としてあるとの意味でしょうか？ご教示ください。

それと、資料3-3-2の(4)豊島区民社会福祉協議会 No4の項目の【×】です。先生方から指摘があったように、リスト作成が文書管理の基本と思うので、再度、必要性を促していただけるとありがたいです。

委員長：挙げられたご意見・ご質問に対しましては、次回開催時に事務局より回答いたします。

事務局：事務局から連絡事項を申し上げます。

今回の開催は、2月22日（火） 13時30分からメール開催いたします。

案件としましては、

- ① 今回頂いたご意見・ご質問に対する回答
- ② 令和2年度における公文書管理等の状況報告

を予定しております。

どうぞ宜しくお願いいたします。以上でございます。

委員長：それでは、本日の審議はこれで終了します。

ありがとうございました。(終了)